

社会福祉法人正覚会
特別養護老人ホームことりの郷併設短期入所生活介護 運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人正覚会が開設する短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)が、要介護、または要支援状態にある高齢者(以下「要介護者」「要支援者」という。)に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者、要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(利用定員)

第3条 併設型短期入所生活介護の利用定員は10名、空床型短期入所生活介護は最大29名とし、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の空床時等に受け入れをおこなう。ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(従業者の職種及び員数)

第4条 施設に次の従業者を置く。

- 一 管理者1名(他事業所と兼務できる。)
 - 二 事務員1名以上(外部委託をすることができる。他事業所と兼務できる。)
 - 三 生活相談員1名以上(法令に基づき有資格者が他職種と兼務できる。特別養護老人ホームことりの郷と兼務。)
 - 四 計画担当介護支援専門員1名(有資格者が他職種と兼務できる。他事業所と兼務可)
 - 五 介護職員・看護職員と合計して20名以上(満床時。満床でない場合は利用者数に対して3:1を最低配置数とする。第3項に定める他事業所と兼務できる。)
 - 六 看護職員1名以上(第3項に定める他事業所と兼務できる。)
 - 七 機能訓練指導員1名以上(法令に基づき有資格者が他職種と兼務できる。第3項に定める他事業所と兼務できる。)
 - 八 嘱託医師1名以上
 - 九 栄養士1名(管理栄養士をおくこともできる。他事業所と兼務可)
 - 十 調理員(外部委託をすることができる。)
- 2 前項において「計画担当介護支援専門員」とは、施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員を指すものとする。
- 3 第1項の四と五の従業者は、入所者の処遇に支障がない場合は、併設する2つの特別養護老人ホームと兼務することができる。

(職務)

第5条 従業者の職務内容は次のとおりとする。

一 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する

二 事務員

管理者の補助、施設の庶務及び会計事務に従事する。

三 生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。業務遂行に支障がない範囲で、他の職務をおこなう。

四 介護支援専門員

入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

五 介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

六 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務及び入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

七 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練を行う。

八 嘱託医師

入居者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

九 栄養士

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

十 調理員

入居者に提供する食事の調理業務に従事する。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

一 生活指導(相談援助等)

二 機能訓練(日常動作訓練)

三 介護サービス

四 健康状態の確認

五 送迎

六 給食サービス

七 入浴サービス

八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

一 食事の提供に要する費用 朝500円 昼600円 夕500円

二 居住に要する費用 950円(多床室)

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供

を行ったことに伴い必要となる費用 2,000円(個室)

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

五 理美容代 実費 (髪染め等の追加要望によって異なる)

六 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入居者に負担させることが適当と認められる便宜の提供

3 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

4 第2項各号に規定する施設サービスの提供にあたっては、入居者又はその家族に対し、その内容及び費用を記した文書または電磁的記録等を交付して説明を行い、入居者の同意を得るものとする。ただし、同項第一号から第四号まで掲げる費用に係る同意については、文書または電磁的記録等によるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、事業所から片道5kmの区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。

二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たって、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。

三 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

四 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束の制限)

第11条 従業者は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

一 消火、通報及び避難の訓練(年2回)

二 消防設備、施設等の点検及び整備

三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督

四 その他防火管理上必要な業務

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(記録の整備)

第14条 施設は従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。その方法は文書または電磁的記録によって行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用もできる)を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針の整備。
- 三 従業者に対する、虐待の防止のための研修の実施。
- 四 一～三の措置を適切に実施するために、身体拘束虐待防止委員会委員長が担当者を担う。
- 五 サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(身体拘束)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができる)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携)

第17条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第19条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話等を活用して行うことができる)を定期的に開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2)事故防止研修、感染食中毒防止研修、災害対策研修、虐待防止研修、および認知症介護研修 年2回
2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人正覚会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

改定 令和1年10月24日

改定 令和2年3月17日

改定 令和3年4月1日

改定 令和5年12月1日 第13条(記録の整備)の変更

改定 令和6年1月19日 第5条追加、第8条、第15条の変更

改定 令和6年12月25日 第16～20条追加

その他の費用

日常生活費	タオル、ナイロンタオル等、嗜好品類 別紙参照	60円/日
教養娯楽費	クラブ材料費代 別紙参照	50円/日
家電持込料	電気毛布・ラジオ・テレビ等	50円/日・個
理美容費	実施内容ごとの料金を設定。 理美容申込書に記載	実費
貸し衣服代		120円/日
利用者の希望するサービス・物品	本人負担が妥当な物品、サービス	実費
予防接種、診断書等にかかる費用		実費
買い物代行 付添い代	私用や遠方の専門病院への通院旅費	実費
金銭管理費	金銭の預かり管理	100円/月(税込)
地域外の送迎費	事業所から片道5km超の場合、1kmまで1,000円、以後500m毎に500円	
その他	入居者が希望する特別な便宜	実費